

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限の協力依頼の延長について

兵庫県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業者の皆様に対し、令和3年1月14日から2月7日までを実施期間として、施設の使用制限の協力をお願いしてきましたが、昨日、国において緊急事態措置の実施期間を3月7日まで延長することが決定されました。

県では、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として医療体制は厳しい状況が続いているため、国の方針を踏まえ、下記の通り、施設の使用制限について、ご協力を依頼します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設(参考:施設の使用制限対象施設一覧)

施設の種類	内容
<ul style="list-style-type: none"> 運動施設、遊技場 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 集会場又は公会堂、展示場 等 博物館、美術館又は図書館 等 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで 人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率要件50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること
<ul style="list-style-type: none"> 遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く)(*) 物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く) サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで

* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngepposter.html>

2 実施期間 令和3年1月14日(木)から令和3年3月7日(日)まで

3 要請対象地域 兵庫県全域

お問い合わせ先

兵庫県緊急事態措置コールセンター(緊急事態措置に関すること)

T E L : 078 - 362 - 9858

受付時間: 午前9時~午後5時(土曜日・日曜日・祝日も開設)

兵庫県時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078 - 361 - 2501

受付時間: 平日 午前9時~午後5時

県ホームページ 兵庫県 施設使用制限 働きかけ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html